

## 展示商談会出展事業（ジャパン・インターナショナル・シーフードショー）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により経営状況等が悪化した水産加工業者等が行う、新たな販路拡大を目的として県が指定する展示商談会への出展に要する経費について、予算の範囲内において展示商談会出展事業（ジャパン・インターナショナル・シーフードショー）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2 この要綱において、「水産加工業者等」とは、水産物を取り扱う事業者であって、県内に事業所を有する次に掲げるものをいう。

- （1）中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号に規定する者
- （2）水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく組合
- （3）第1号に掲げるもののほか、知事が適当と認めた者

### （交付対象等）

第3 補助要件、補助金の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### （交付の申請）

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は別に定める。

2 前項の補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助金の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1）補助事業概要（別記様式第1号－別紙1）
- （2）事業費積算明細書（別記様式第1号－別紙2）
- （3）暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号－別紙3）
- （4）直近3期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）の写し
- （5）新型コロナウイルス感染症拡大により経営状況等が悪化していることを客観的に証明できる書類
- （6）登記事項証明書謄本（履歴事項証明書）〔法人の場合〕又は代表者の住民票抄本〔個人の場合〕

- (7) 納税証明書（税目：全ての県税）
- (8) その他知事が必要と認める書類
- 4 次に該当する水産加工業者等は、交付申請をすることができない。
  - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
  - (2) 県税に未納がある者
  - (3) 国内の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者、及び反社会勢力、又はこれに類似する企業・団体。
- 5 知事は、前項第1号に定める暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

（交付の条件）

- 第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費を変更する場合においては、あらかじめ別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次のイ及びロに掲げる軽微な変更にあつては、この限りではない。
    - イ 経費の変更  
補助事業に要する経費の30パーセント以内の変更である場合。ただし、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴う場合は除く。
    - ロ 事業内容の変更  
事業目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
  - (2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ別記様式第3号により知事の承認を受けること。
  - (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
  - (4) 同一の経費について、他の補助事業と併用して本補助事業の交付決定を受けることはできない。

（実績報告）

- 第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、第4第2項ただし書きの規定により交付額を算出した場合において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
    - (1) 事業費支出明細書（別記様式第4号－別紙）
    - (2) 事業実施に際して行った契約、支出等を証する帳票書類（請求書、領収書、通帳

等の写し等)

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 補助事業者は、補助事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿及び関係書類の整備)

第9 補助事業者は、事業を計画的に実施するために、帳簿により支出管理を行い、また、事業費の支出が明確になるよう証拠書類を備えて経理しなければならない。

(書類の提出部数)

第10 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各1部とし、水産林政部水産業振興課に提出するものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月6日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

別表（第3関係）

補助事業の内容	補助要件	経費項目	補助金の対象となる経費	補助率	補助限度額
「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」宮城県ブースへの出展	新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況等が悪化していること	旅費※	展示商談会等への参加に要する交通費，宿泊費	2分の1以内	50千円
		リモート出展費※	エージェント出展費		100千円
		庁費	出展小間料，備品レンタル費，運搬費，電気工事費（電気使用料も含む），給排水施設使用料（水道料も含む）		100千円

※対象期間は，申請する年度の8月1日まで遡及することができる。

※「旅費」及び「リモート出展費」は，どちらか一方のみが補助対象となる。